

構造改革特別区域計画 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>4. 構造改革特別区域の特性</p> <p>白川村は、岐阜県の北西部に位置し、白山（2, 702m）日照岳（1, 751m）人形山（1, 724m）などの急峻な山々に囲まれた農山村である。村の面積356.55平方キロのうち95.7%を山林が占め、その豊かな森林を活かした白山国立公園、天生県立自然公園などがある。</p> <p>また、飛騨地域の中でも、村は山ひだが険しい地域であり、その急斜面地の間を縫うように庄川が流れ、その流域に集落が形成されている。</p> <p>気候は、日本海斜面に位置する飛騨寒地多雨型で、日本有数の豪雪地帯であり、例年11月中に初雪が降り、約2～3mの積雪を記録し、降雪期間は4ヶ月あまり続き、降水量は平成20年は1,794mmで、平均気温は11℃となっている。</p> <p>人口は、平成28年4月1日現在、男性804人、女性856人、合計1,660人、世帯数572戸で、出生率の低下、若者の都市への流出により高齢化現象が進み、高齢化率は31.45%と全国平均をはるかに上回る状況である。</p> <p>村内の主要道は村のほぼ中央部を南北に国道156号が走り、南は高山・岐阜、北は富山県に至っており、国道156号から分岐する国道360号は、東に向かい飛騨市に通じ、国道41号に接続している。また白山白川郷ホワイトロードは、西に向けて石川県白山市（削除）を通り、国道157号と接続し、金沢市や福井市へと通じている。そして永年の夢でもあった東海北陸自動車道が平成20年7月5日に全線開通した。</p> <p>村の産業構造を大きく変化させたのは、昭和26年に始まるダムや発電所の建設と平成7年の白川郷合掌造り集落の世界遺産登録である。世界遺産への登録は、年間60万人前後であった観光客数が180万人に増加し、これに伴い、観光関連の施設整備が急速に進められ、村の産業構造や経済の仕組みを大きく変化させた。</p> <p>本村においても、少子・高齢化の潮流の中にあるが、社会構造の変化に対応し、子ど</p>	<p>(略)</p> <p>4. 構造改革特別区域の特性</p> <p>白川村は、岐阜県の北西部に位置し、白山（2, 702m）日照岳（1, 751m）人形山（1, 724m）などの急峻な山々に囲まれた農山村である。村の面積356.55平方キロのうち95.7%を山林が占め、その豊かな森林を活かした白山国立公園、天生県立自然公園などがある。</p> <p>また、飛騨地域の中でも、村は山ひだが険しい地域であり、その急斜面地の間を縫うように庄川が流れ、その流域に集落が形成されている。</p> <p>気候は、日本海斜面に位置する飛騨寒地多雨型で、日本有数の豪雪地帯であり、例年11月中に初雪が降り、約2～3mの積雪を記録し、降雪期間は4ヶ月あまり続き、降水量は平成20年は1,794mmで、平均気温は11℃となっている。</p> <p>人口は、平成21年4月1日現在、男性882人、女性927人、合計1,809人、世帯数586戸で、出生率の低下、若者の都市への流出により高齢化現象が進み、高齢化率は27.91%と全国平均をはるかに上回る状況である。</p> <p>村内の主要道は村のほぼ中央部を南北に国道156号が走り、南は高山・岐阜、北は富山県に至っており、国道156号から分岐する国道360号は、東に向かい飛騨市に通じ、国道41号に接続している。また白山スーパー林道は、西に向けて石川県白山市（旧吉野谷村）を通り、国道157号と接続し、金沢市や福井市へと通じている。そして永年の夢でもあった東海北陸自動車道が平成20年7月5日に全線開通した。</p> <p>村の産業構造を大きく変化させたのは、昭和26年に始まるダムや発電所の建設と平成7年の白川郷合掌造り集落の世界遺産登録である。世界遺産への登録は、年間60万人前後であった観光客数が180万人に増加し、これに伴い、観光関連の施設整備が急速に進められ、村の産業構造や経済の仕組みを大きく変化させた。</p> <p>本村においても、少子・高齢化の潮流の中にあるが、社会構造の変化に対応し、子ど</p>

構造改革特別区域計画 新旧対照表

新	旧
<p>もを安心して産み育てることができるよう子育て支援施策に重点を置いた取り組みをしている。村内の就学前児童のための施設は公立保育所が 2 施設あり、通常の保育のほか、一時保育などを実施し、多様化する保育ニーズへの対応を図っているが、いずれも定員割れを起こしており、自治体の限られた財源を効率的に活用するためには、保育所の運営を合理化することが不可欠な状況となっている。</p> <p>5. 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>社会構造の変化により、家庭での養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり様々な子育て支援サービスを充実していく必要がある。</p> <p>今回、学校給食センターから本特例措置に基づく給食外部搬入方式を実施することによって、食材の一元購入や調理員の合理的配置による調理業務経費、施設設備の維持管理経費等の節減につながり、保育所運営の合理化と子育て支援施策充実のための財源確保も可能になるとともに、衛生面や安全面においても設備の整った大型調理施設で調理することは、給食に対する安全性を更に高めることにも繋がる。</p> <p>また、現在、当村の小学校は<u>1 校</u>、中学校は 1 校であり、<u>小・中学校連携教育を行い、平成 29 年度からの義務教育学校に向けての準備が進められている</u>。小・中学校の給食については「白川村学校給食センター」で一括して調理を行っているが、保育所へも同給食センターからの外部搬入方式を実施することで、保育所から小・中学校までの給食を、一つの施設で栄養士が献立を作成できることとなり、発達段階に応じてバランスのとれた給食を提供することが可能であると考え。</p> <p>更に、食育面では学校給食センターと保育所が連携することにより、幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食生活などの情報を的確に把握することができ、保・小・中と一貫した食育を行うことが可能となる。</p>	<p>もを安心して産み育てることができるよう子育て支援施策に重点を置いた取り組みをしている。村内の就学前児童のための施設は公立保育所が 2 施設あり、通常の保育のほか、一時保育などを実施し、多様化する保育ニーズへの対応を図っているが、いずれも定員割れを起こしており、自治体の限られた財源を効率的に活用するためには、保育所の運営を合理化することが不可欠な状況となっている。</p> <p>5. 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>社会構造の変化により、家庭での養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり様々な子育て支援サービスを充実していく必要がある。</p> <p>今回、学校給食センターから本特例措置に基づく給食外部搬入方式を実施することによって、食材の一元購入や調理員の合理的配置による調理業務経費、施設設備の維持管理経費等の節減につながり、保育所運営の合理化と子育て支援施策充実のための財源確保も可能になるとともに、衛生面や安全面においても設備の整った大型調理施設で調理することは、給食に対する安全性を更に高めることにも繋がる。</p> <p>また、現在、当村の小学校は<u>2 校</u>、中学校は 1 校であるが、<u>2 校の小学校は平成 23 年 4 月に統合となり、新校舎は中学校舎に併設され、小・中学校連携教育を行うための準備が進められている</u>。小・中学校の給食については「白川村学校給食センター」で一括して調理を行っているが、保育所へも同給食センターからの外部搬入方式を実施することで、保育所から小・中学校までの給食を、一つの施設で栄養士が献立を作成できることとなり、発達段階に応じてバランスのとれた給食を提供することが可能であると考え。</p> <p>更に、食育面では学校給食センターと保育所が連携することにより、幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食生活などの情報を的確に把握することができ、保・小・中と一貫した食育を行うことが可能となる。</p>

構造改革特別区域計画 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>別 紙</p> <p>(略)</p> <p>5. 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(略)</p> <p>② 食事の内容は、原則学校給食と同じ献立とするが、年齢や発達段階に応じて味付け・固さ・大きさ・量を工夫し、提供する。3歳未満児についてはさらに刻み方を食べやすく飲み込みやすくなる工夫をし、発育状況に配慮した給食を提供する。</p> <p>なお、外部搬入の給食は1歳児から開始することとし、1歳児未満の給食については、自園の調理室で調理する。</p> <p>(略)</p> <p>④ 学校給食センターから各保育所まで、最大でも<u>30</u>分以内に到着することが可能であるため、食材を加熱調理後、保温性の高い二重保温容器を保温冷輸送容器に入れ、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに配膳する。</p> <p>食事の運搬及び保管については、食缶に保温・保冷効果があるため、保育所での配膳時に至るまでの間、適温搬送が可能となる。</p> <p>なお、本特例措置の実施にあたり、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求めら</p>	<p>(略)</p> <p>別 紙</p> <p>(略)</p> <p>5. 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(略)</p> <p>② 食事の内容は、原則学校給食と同じ献立とするが、年齢や発達段階に応じて味付け・固さ・大きさ・量を工夫し、提供する。3歳未満児についてはさらに刻み方を食べやすく飲み込みやすくなる工夫をし、発育状況に配慮した給食を提供する。</p> <p>なお、外部搬入の給食は2歳児から開始することとし、2歳児未満の給食については、自園の調理室で調理する。</p> <p>(略)</p> <p>④ 学校給食センターから各保育所まで、最大でも<u>20</u>以内に到着することが可能であるため、食材を加熱調理後、保温性の高い二重保温容器を保温冷輸送容器に入れ、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに配膳する。</p> <p>食事の運搬及び保管については、食缶に保温・保冷効果があるため、保育所での配膳時に至るまでの間、適温搬送が可能となる。</p> <p>なお、本特例措置の実施にあたり、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求めら</p>

